

再募集!! 滞納整理事務研修 ～公債権管理と徴収実務～ 実施要領

定員にまだ余裕があるため再募集します。

多くの自治体が苦勞している滞納整理業務について、わかりやすい説明で、日常業務への活用もできる、受講者の評価が高く、リピーターの多い研修です。

過去に受講された方も、最新情報・新たな担当者のつながり作りにぜひ、ご参加ください。

当研修のメリット!!

- ・滞納整理事務の基本が学べる!
- ・最新の情報を知ることができる!
- ・他市町村の担当者とながれる!

- 1 目的 滞納整理事務の遂行にあたって必要な知識を習得する。
- 2 対象 全職員(主に滞納整理実務経験1年以上の職員)
- 3 定員 48人
- 4 日程 令和5年11月6日(月)～7日(火)
- 5 会場 高知県自治会館2階 こうち人づくり広域連合研修室(高知市本町4丁目1-35)
- 6 持参物 職場でお使いの名札

カリキュラム		時間	講師
1 日 目	10:00 } 17:00	1 公債権と私債権の違い 2 公債権の債権管理 3 徴収困難者への対応 4 不能欠損処理	ノヴァ法律事務所 弁護士 豊田 泰士 (とよた たいし) 【略歴】 2004年 早稲田大学法学部卒業 2007年 早稲田大学大学院法務研究科卒業 2008年 東京弁護士会登録 2014年 日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター委員 (～現在) 2016年 徳島弁護士会に登録替 豊田泰士総合法律事務所開設 2018年 徳島弁護士会業務改革委員会委員長 2019年 徳島弁護士会副会長 2020年 徳島弁護士会業務改革委員会委員長 2022年 徳島弁護士会業務改革委員会委員長 2023年 ノヴァ法律事務所開設
2 日 目	9:00 } 16:00	【事例検討】 1 消滅時効が問題となる場合 2 徴収困難者への対応 3 債務者が死亡した場合 4 債務者が破産した場合	6.0

1日目は、基礎から専門的な知識まで最新の情報を織り交ぜながら、幅広く学ぶことをメインに、2日目には受講生(実務担当者)同士での事例検討を行うことで、より具体的な債権管理の手法を学ぶことができるとともに、担当者同士のつながりを作れます。

こうち人づくり広域連合 担当:伊藤 勇太
高知市本町4丁目1-35 高知県自治会館4階
TEL : 088-873-0333
FAX:088-872-7716
E-mail:kouiki@kochi-hitozukuri.or.jp
HP : <http://www.kochi-hitozukuri.or.jp>